

○日本私立学校振興・共済事業団会計規程の特例を定める規程 (平成十一年二月十八日制定)

[沿革]平成一二年一二月一九日 改正

平成一五年 一月一五日 改正

平成二六年 二月二〇日 改正

平成三一年 一月一六日 改正

令和 二年一二月一六日 改正

令和 七年 三月一八日 改正

(趣旨)

第一条 この規程は、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「改正協定」という。）その他の国際約束を実施するため、日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）の締結する契約のうち国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱いに関し、日本私立学校振興・共済事業団会計規程（以下「会計規程」という。）の特例を設けるとともに必要な事項を定めるものとする。

本条一部改正 [平成一五年一月一五日・平成二六年二月二〇日・令和七年三月一八日]

(定義)

第二条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 物品等 動産（現金及び有価証券を除く。）及び著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第十号の二に規定するプログラムをいう。
- 二 特定役務 改正協定の附属書Ⅰ日本国の付表 5 に掲げるサービス及び同附属書Ⅰ日本国の付表 6 に掲げる建設サービス（本規程において「建設工事」という。）に係る役務をいう。
- 三 調達契約 物品等又は特定役務の調達のため締結される契約（当該物品等又は当該特定役務以外の物品等又は役務の調達が付随するものを含み、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業（建設工事を除く。）にあつては、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）による改正前の同項に規定する特定事業を実施するため締結される契約に限る。）をいう。
- 四 一連の調達契約 特定の需要に係る一の物品等若しくは特定役務又は同一の種類の二以上の物品等若しくは特定役務の調達のため締結される二以上の調達契約をいう。

本条一部改正 [平成二六年二月二〇日]

(適用範囲)

第三条 この規程は、事業団の締結する調達契約であつて、当該調達契約に係る予定価格（物品等の借入に係る調達契約又は一定期間継続して提供を受ける特定役務の調達契約にあつては、借入期

間又は提供を受ける期間の定めが十二月以下の場合は当該期間における予定貸借料の総額又は特定役務の予定価格の総額、その期間の定めが十二月を超える場合は当該期間における予定貸借料の総額又は特定役務の予定価格の総額に見積残存価額を加えた額とし、その他の場合は、一月当たりの予定貸借料又は一月当たりの特定役務の予定価格に四十八を乗じて得た額とする。)が次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額以上であるもの(以下「特定調達契約」という。)に関する事務について適用する。ただし、有償で譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をする目的で取得する物品等若しくは当該物品等の譲渡(加工又は修理を加えた上でする譲渡を含む。)をするために直接に必要な特定役務(当該物品等の加工又は修理をするために直接に必要な特定役務を含む。)又は有償で譲渡をする製品の原材料として使用する目的で取得する物品等若しくは当該製品の生産をするために直接に必要な特定役務の調達契約に関する事務については、この限りでない。

- 一 物品等の調達契約 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和三十五年政令第三百号。以下「国の特例政令」という。)第三条第一項に規定する財務大臣の定める額
- 二 特定役務のうち建設工事の調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第三条第一項に規定する総務大臣の定める額
- 三 特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約 国の特例政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める額
- 四 特定役務のうち前二号以外の調達契約 国の特例政令第三条第一項に規定する財務大臣の定める額

- 2 前項の予定価格は、調達契約に関し単価についてその予定価格が定められる場合にあっては当該予定価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の予定価格の合計額とする。

第一項一部改正 [平成一二年一二月一九日・平成二六年二月二〇日]

(競争参加のための条件)

第三条の二 理事長又はその委任を受けた者(以下「契約担当者」という。)は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができる。ただし、当該関連する過去の経験を日本国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

本条追加 [平成三一年一月一六日]

(競争参加者の資格に関する審査等)

第四条 契約担当者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、会計規程第二十七条第二項の規定による審査については、随時にしなければならない。

- 2 契約担当者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、会計規程第二十七条第四項の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、官報によりしなければならない。

- 3 契約担当者は、会計規程第二十九条第二項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、随時に、指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。
- 4 契約担当者は、会計規程第二十九条第二項の規定により指名競争に参加する者に必要な資格が定められている場合において、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに当該資格の基本となるべき事項並びに会計規程第二十七条第二項に規定する申請の時期及び方法等について、官報により公示をしなければならない。
- 5 契約担当者は、第二項又は前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
 - 一 調達をする物品等又は特定役務の種類
 - 二 会計規程第二十七条第一項又は第二十九条第二項に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- 6 契約担当者は、特定調達契約に関する事務については、指名競争に参加する資格を有する者の名簿を作成しなければならない。

第一項一部改正〔平成三一年一月一六日〕

(一般競争の公告)

第五条 契約担当者は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

- 一 特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して一年前の日から四十日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合 十日
 - イ 調達の内容
 - ロ 入札期日として予定する日付
 - ハ 調達に関心を有する者は、契約担当者に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。
- 二 第十条に規定する文書を交付する場所
- ホ 次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）
- 二 特定調達契約の締結までに急を要する場合 十日
- 三 次に掲げる場合のいずれかに該当する場合 四十日から、五日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
 - イ 一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合
 - ロ 第十条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
 - ハ 入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四 特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあつては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数

イ 前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合（ロに掲げる場合を除く。） 十三日

ロ 前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合 十日

2 契約担当者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さ
らに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

第一項一部改正〔平成二六年二月二〇日・令和七年三月一八日〕

（一般競争公告をする事項）

第六条 一般競争公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 競争執行の場所及び日時

五 入札保証金に関する事項

六 一連の調達契約にあつては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達
が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当
該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付

七 会計規程第二十七条の規定による申請の時期及び場所

八 第十条に規定する文書の交付に関する事項

九 落札者の決定の方法

2 契約担当者は、前項の公告においては、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない
者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

3 契約担当者は、第一項の規定による公告において、当該職員の氏名及びその所属する部局の名称
並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を、英語、フ
ランス語又はスペイン語により、掲載するものとする。

一 調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量

二 入札期日又は会計規程第二十七条の規定による申請の時期

三 契約担当者の氏名及びその所属する部局の名称

第一項・第三項一部改正〔平成二六年二月二〇日・令和七年三月一八日〕

（指名競争の公示等）

第七条 第五条第一項の規定及び前条の規定は、契約担当者が特定調達契約につき指名競争に付そう
とする場合について準用する。この場合において、第五条の見出し中「一般競争の公告」とあるの
は「指名競争の公示」と、同条第一項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければ

ならない」と、同項第一号中「公告（以下「一般競争公告」）」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」）」と、同項第三号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条の見出し及び同条第一項各号列記以外の部分中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第一項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び会計規程第二十九条第二項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と、同条第一項第六号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、同条第一項第七号中「会計規程第二十七条」とあるのは「会計規程第二十九条の二第二項において準用する会計規程第二十七条」と、同条第二項及び第三項中「公告」とあるのは「公示」と、同項第二号中「会計規程第二十七条」とあるのは「会計規程第二十九条の二第二項において準用する会計規程第二十七条」読み替えるものとする。

2 会計規程第二十九条第二項の規定による基準により指名される競争参加者に対しては、前条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる事項を第一項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知しなければならない。

3 前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 一連の調達契約にあっては、前条第一項第六号に掲げる事項

二 契約の手続において使用する言語

第二項一部改正・第四項追加〔平成二六年二月二〇日〕、第一項全部改正・第二項削除・第三項一部改正し繰上・第四項繰上〔令和七年三月一八日〕

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第八条 契約担当者は、契約担当者が特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第一項の規定による指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が会計規程第二十七条第一項又は第二十九条第二項に規定する資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

2 契約担当者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果会計規程第二十九条の二第一項に規定する資格を有すると認められた者のうちから、会計規程第二十九条第二項の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その者に対し、前条第二項に規定する事項及び同条第三項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

3 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第一項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時にあって、一般競争の場合にあっては第六条第一項第二号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

4 契約担当者は、第一項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定に

よる審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

第一項・第二項一部改正〔平成二六年二月二〇日・令和七年三月一八日〕

本条一部改正〔平成二六年二月二〇日〕、本条削除〔令和七年三月一八日〕

(技術仕様)

第九条 契約担当者は、環境に関するラベルのために定める環境を害しない技術仕様又は欧州連合、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国若しくは日本国において効力を有する関係法令に定める環境を害しない技術仕様を適用する場合には、これらの技術仕様に関し、次に掲げる事項を確保しなければならない。

- 一 特定調達契約の対象である物品等又は特定役務の特性を定めるために適当なものであること。
- 二 客観的に検証可能かつ無差別な基準に基づくものであること。

2 契約担当者は、調達の実施に関する環境上の条件を定めることができる。ただし、当該環境上の条件が、国際約束に定める規則と両立しており、かつ、調達計画の公示において又は調達計画の公示若しくは入札説明書として使用される他の公示において示されている場合に限る。

本条追加〔平成三一年一月一六日〕、第一項一部改正〔令和二年一二月一六日〕

(入札説明書の交付)

第十条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、これらの競争に参加しようとする者に対し、その者の申請により、次に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

- 一 第六条又は第七条第二項の規定により公告又は公示をするものとされている事項（ただし、第六条第一項第八号に掲げる事項を除く。）
- 二 調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
- 三 開札に立ち会う者に関する事項
- 四 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- 五 契約の手続において使用する言語
- 六 契約の手続において電子情報処理組織を用いる場合には、当該電子情報処理組織に関する事項
- 七 その他必要な事項

本条一部改正〔平成二六年二月二〇日・令和七年三月一八日〕

(入札書を提出した者に対する確認)

第十条の二 契約担当者は、他の入札書に記載された価格よりも著しく低い価格を記載した入札書を受領した場合には、当該価格が補助金の交付を考慮に入れたものであるかどうかについて、当該入札書を提出した者に確認を求めることができる。

本条追加〔平成三一年一月一六日〕

(随意契約によることができる場合)

第十一条 特定調達契約については、次に掲げる場合に該当するときに限り、随意契約によることが

できる。

- 一 一般競争又は指名競争に応ずる入札がない場合、行われた入札がなれ合いによる場合若しくは入札に関する条件に合致していないものである場合。ただし、当初の入札の要件が契約の締結に当たって実質的に修正されないことを条件とする。
- 二 他の物品等をもって代替させることができない芸術品、特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務又は技術的な理由により競争が存在しない物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき。
- 三 既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 四 既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）についてその施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の百分の五十以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- 五 計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に接続して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に接続して新たな同種工事の調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第四条から前条までの規定により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第五条の公告又は第七条の公示においてこの号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。
- 六 緊急の必要により競争に付することができない場合
- 七 事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の保護育成のためこれらの者から直接に物品等を買入れるとき。
- 八 慈善のため設立した救済施設から直接に物品等を買入れ若しくは借入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき（物品等の買入れ又は借入れの場合にあつては、当該物品等を慈善のため設立した救済施設が生産する場合に限る。）

本条一部改正〔令和七年三月一八日〕

(落札者の決定に関する通知等)

第十二条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、その日の翌日から起算して七日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に書面により通知するものとする。この場合において、落札者とされなかった入札者から請求があるときは、当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合にあっては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に通知するものとする。

2 契約担当者は、特定調達契約につき、一般競争又は指名競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して七十二日以内に、次に掲げる事項を官報により公示しなければならない。

- 一 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量
- 二 契約担当者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地
- 三 落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- 四 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- 五 落札金額又は随意契約に係る契約金額
- 六 契約の相手方を決定した手続
- 七 一般競争又は指名競争によることとした場合には、第五条の規定による公告又は第七条の規定による公示を行った日
- 八 随意契約による場合にはその理由
- 九 その他必要な事項

第二項一部改正〔令和二年一二月一六日〕

(一般競争又は指名競争に関する記録)

第十三条 契約担当者は、特定調達契約につき一般競争又は指名競争に付した場合において、落札者を決定したときは、次に掲げる事項について、記録（契約の手続において電子的手段を用いた場合には、その電磁的記録を含む。）を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管するものとする。

- 一 入札者及び開札に立ち会った者の氏名
- 二 入札者の申込みに係る価格
- 三 落札者の氏名、落札金額及び落札者の決定の理由
- 四 無効とされた入札がある場合には、当該入札の内容及び無効とされた理由
- 五 第八条第四項の規定により通知した場合には、その通知に関する事項
- 六 その他必要な事項

本条追加〔平成二六年二月二〇日〕

(随意契約に関する記録)

第十四条 契約担当者は、特定調達契約につき随意契約によった場合には、当該随意契約の内容及び随意契約によることとした理由について、記録を作成し、落札の日から少なくとも三年間保管する

ものとする。

旧第一三条一部改正し繰下〔平成二六年二月二〇日〕

（苦情の処理）

第十五条 契約担当者は、特定調達契約につき落札者とされなかった入札者からの苦情その他特定調達契約に係る苦情の処理を行うものとする。

旧第一四条繰下〔平成二六年二月二〇日〕

（特定調達契約に関する統計）

第十六条 契約担当者は、文部科学省の依頼により特定調達契約に関する統計を作成し、文部科学省に送付するものとする。

本条追加〔平成二六年二月二〇日〕

附 則

この規程は、平成十年一月一日から実施する。

附 則 〔平成一二年一二月一九日〕

この改正規定は、平成十三年一月六日から実施する。

附 則 〔平成一五年一月一五日〕

この改正規定は、平成十四年十一月三十日から適用する。

附 則 〔平成二六年二月二〇日〕

- 1 この改正規定は、改正協定が日本国について効力を生じる日より実施する。
- 2 改正後の規程は、この改正規定の実施日前において行われた告示その他契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 〔平成三一年一月一六日〕

- 1 この改正規定は、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定が効力を生ずる日から実施する。
- 2 改正後の規程は、この改正規定の実施日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 〔令和二年一二月一六日〕

- 1 この改正規定は、包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定が効力を生ずる日（次項において「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の規程は、この改正規定の実施日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。

附 則 〔令和七年三月一八日〕

- 1 この改正規定は、令和七年三月十八日（以下「実施日」という。）から実施する。
- 2 改正後の規程は、この改正規定の実施日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で同日以降に締結されるものに関する事務については、適用しない。
- 3 実施日から官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）の施行の日の前日までの間にお

ける改正後の規程第五条第一項第三号イ（改正後の規程第七条第一項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号イ中「を官報の発行に関する法律（令和五年法律第八十五号）第五条の規定により発行される官報により行う場合」とあるのは、「と併せて、独立行政法人国立印刷局が、次条各号に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く場合」とする。